

総務委員会資料

◎報告事項

○地方分権改革の動きについて

(政策企画監室) P 1

○国立大学法人島根大学の定員増を伴う新学部について

(政策企画監室) P 11

○県及び市町村における審議会等への女性の参画率について

(女性活躍推進課) P 12

○令和3年度しまねのイメージ発信事業について

(広聴広報課) P 14

令和4年6月13日・14日

政策企画局

地方分権改革の動きについて

1. 令和4年度 地方分権改革に関する国への提案

(1) 提案募集制度

- ① 地方の発意に根ざした新たな取組を推進するため平成26年度から導入
- ② 提案の対象
 - ア 地方公共団体への事務・権限の移譲
 - イ 地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し）
- ③ 募集期間：令和4年3月1日～6月1日
R4重点募集テーマ：「計画策定等」「デジタル（情報通信技術の活用）」
- ④ 複数団体による共同提案を推奨

(2) 提案内容

16件（「権限移譲」2件（①～②）、「地方に対する規制緩和」14件（③～⑯））

①～⑯は中国地方知事会共同提案

⑯は島根県単独提案

- ① **事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲**
事務負担の軽減や手続きに要する期間の短縮等を図るため、2以上の都道府県区域にわたる事業協同組合等の設立認可等の所管行政庁について、都道府県知事の所管とするよう求める。
- ② **ふぐ処理者の資格要件等の全国平準化**
ふぐ処理者の認定方法や資格要件の全国平準化を図るため、資格要件等について法に規定することを求める。
- ③ **登録販売者登録関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」の活用**
事務負担の軽減を図るため、登録販売者資格に係る事務手続について、「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」によりデジタル化し、都道府県において同システムを活用できるよう求める。

- ④ 過疎地域持続的発展方針の廃止等
事務負担の軽減を図るため、過疎地域持続的発展方針を廃止し、過疎地域持続的発展都道府県計画に統合するよう見直しを求める。
- ⑤ 地域公共交通利便増進実施計画に係る軽微な変更に係る手続きの簡素化
運航状況や情勢変化等に応じて柔軟かつ機敏に対応するため、地域公共交通利便増進実施計画について、軽微な変更に係る手続きの簡素化を求める。
- ⑥ 地震防災緊急事業五箇年計画の他計画での代替について
事務負担の軽減を図るため、地震防災緊急事業五箇年計画について、国土強靱化地域計画で代替可能とするよう求める。
- ⑦ 農山漁村振興交付金に係る調査等を都道府県を經由せずに実施すること
事務手続きの迅速化・効率化を図るため、農山漁村振興交付金のうち、国の直接採択事業で実施される要望量調査等について、都道府県を經由せず、国が直接実施するよう求める。
- ⑧ 産業廃棄物処理業許可申請書類における住民票及び登記事項証明書についてマイナンバー情報等により電子上での確認を可能とすること
事務負担の軽減を図るため、産業廃棄物処理業許可申請にあたり、登記事項証明書等の書面提出によらずに、マイナンバー制度における情報連携等により、電子上での内容確認を可能とするよう求める。
- ⑨ 石油貯蔵施設立地対策等交付金申請に係る都道府県經由事務の見直し
事務手続きの効率化を図るため、石油貯蔵施設立地対策等交付金について、県を經由することなく、国と市等で直接事務作業を行うよう求める。
- ⑩ 国有農地等事務取扱交付金事業の対象経費である災害復旧工事費につき繰り越し執行を可能とすること
適切な予算執行を行うため、国有財産の管理に係る経費のための「国有農地等事務取扱交付金」の対象経費である災害復旧工事費について、繰越できるよう見直しを求める。
- ⑪ 国による最高裁判所裁判官国民審査投票用紙の印刷原稿作成及び各都道府県選挙管理委員会への提供
事務の正確性及び効率化を図るため、最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙について、国において印刷原稿を作成し、各都道府県選挙管理委員会に提供するよう見直しを求める。

⑫ 地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に係る負担軽減

国の温室効果ガス排出量削減目標見直しの都度必要になる地方自治体の目標見直しについて、国と地方の役割分担の明確化、削減目標値の算出方法や審議会開催等に係る負担の軽減を求める。

⑬ 日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針の策定を法律で求めないこと等

事務負担の軽減を図るため、日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針の策定について法律で求めないこと等を求める。

⑭ 新型コロナウイルス感染症対策関係通知の周知体制の見直し

事務手続きの効率化を図るため、新型コロナウイルス感染症対策に係る総務省通知について、総務省調査・照会システムを活用して県・市等に一斉周知するものと、県を通じて市等の総務・財政担当課へ周知するものを区分けするなど、柔軟な対応を求める。

⑮ 新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画の軽微な改定に係る手続きの簡素化

事務負担の軽減を図るため、新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画について、軽微な変更に係る手続きの簡素化を求める。

⑯ 策定が義務付けられている環境関係計画及び方針の一本化等

事務負担の軽減を図るため、法令で策定が求められる環境関係の計画等について、地方公共団体が一本化できるよう求める。

(3) 今後の予定

6月下旬～11月上旬 内閣府において提案内容について検討・調整

（ 地方分権改革有識者会議での調査審議
所管府省への検討要請・意見聴取
提案団体・地方三団体からの意見聴取 等 ）

11月中下旬 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会で提案に対する対応方針案の了承

12月中下旬 提案に対する対応方針決定（閣議決定）
法律改正が必要な事項は、所要の法律案を国会に提出

2. 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第12次地方分権一括法）

次頁のとおり

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第12次地方分権一括法）の概要

内閣府地方分権改革推進室

令和4年5月13日成立
令和4年5月20日公布

基本的考え方

- ◆ 平成26年から、地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
 - ◆ 「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和3年12月21日閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備を行うもの
- ※ 対応方針(抜粋):「法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和4年通常国会に提出することを基本とする。」

主な経緯等

- 平成25年
3月 地方分権改革推進本部(本部長:内閣総理大臣)発足
平成26年
4月 地方分権改革に関する提案募集の実施方針 決定
(以後、第5次～第11次 一括法成立)
- 令和3年
7月中旬 提案団体からのヒアリング
8月上旬 関係府省からの1次ヒアリング
10月中旬 関係府省からの2次ヒアリング
11月12日 地方分権改革有識者会議「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針案」了承
12月21日 地方分権改革推進本部において、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」決定
同方針を閣議決定
- 令和4年
3月4日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」閣議決定
5月13日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」可決・成立
5月20日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」公布

法改正事項の概要

- #### 1. 国民や地方公共団体等の事務負担の軽減に資するもの
- ① 農村地域への産業の導入に関する基本計画の記載事項の簡素化 (農村地域への産業の導入の促進等に関する法律)
 - ② 流域別下水道整備総合計画の策定及び変更に係る国への協議を届出に見直し (下水道法)
 - ③ 土地改良法に基づく市町村応急工事計画に係る手続の見直し (土地改良法)
 - ④ 難病の患者等に交付する医療受給者証について、指定医療機関の包括的な記載を可能とする見直し (難病の患者に対する医療等に関する法律、児童福祉法)
- #### 2. デジタル化等による効率化・利便性向上に資するもの
- ⑤ 水道法、国土調査法及び空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とする見直し (住民基本台帳法)
 - ⑥ オンラインによる医師、歯科医師、薬剤師の届出に係る都道府県経由事務の廃止 (医師法、歯科医師法、薬剤師法)
- #### 3. その他
- ⑦ 液化石油ガス販売事業者の登録等に係る事務・権限を都道府県から指定都市へ移譲 (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)
 - ⑧ 応急仮設建築物の存続期間の延長を可能とする見直し (建築基準法)
 - ⑨ 認可地縁団体について、合併及び書面等による決議を可能とする見直し (地方自治法)

1

改正法律一覧 (12法律)

- 1 地方自治法
 - ・ 認可地縁団体について、合併及び書面等による決議を可能とする見直し
- 2 住民基本台帳法
 - ・ 水道法、国土調査法及び空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とする見直し
- 3 難病の患者に対する医療等に関する法律、児童福祉法
 - ・ 難病の患者等に交付する医療受給者証について、指定医療機関の包括的な記載を可能とする見直し
- 4 医師法
 - ・ オンラインによる医師の届出に係る都道府県経由事務の廃止
- 5 歯科医師法
 - ・ オンラインによる歯科医師の届出に係る都道府県経由事務の廃止
- 6 薬剤師法
 - ・ オンラインによる薬剤師の届出に係る都道府県経由事務の廃止
- 7 土地改良法
 - ・ 土地改良法に基づく市町村応急工事計画に係る手続の見直し
- 8 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律
 - ・ 農村地域への産業の導入に関する基本計画の記載事項の簡素化
- 9 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
 - ・ 液化石油ガス販売事業者の登録等に係る事務・権限を都道府県から指定都市へ移譲
- 10 建築基準法
 - ・ 応急仮設建築物の存続期間の延長を可能とする見直し
- 11 下水道法
 - ・ 流域別下水道整備総合計画の策定及び変更に係る国への協議を届出に見直し

施行期日

(1) 直ちに施行できるもの → 公布の日

(2) (1)により難しい場合 → (1)以外の個別に定める日

2

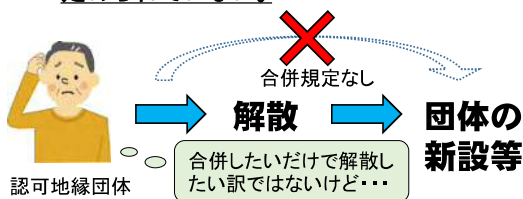
認可地縁団体について、合併及び書面等による決議を可能とする見直し (地方自治法)

(施行日: ①令和5年4月1日
②公布の日から3月を経過した日)

改正前

地方自治法

- 認可地縁団体^(注1)に関する規定について、
①**合併の規定が定められていない。**
②**書面又は電磁的方法による決議の規定が定められていない。**



支障

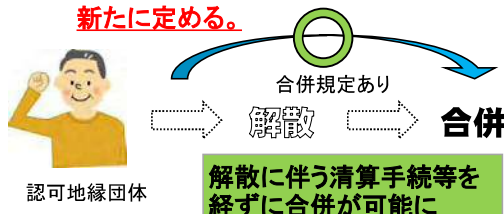
- 認可地縁団体が合併するには、**解散に伴う清算手続等を経る必要がある。**
- 決議に当たって、**総会の開催を省略できない。**



→ **認可地縁団体の活動の制約要因に**

改正後

- 認可地縁団体に関する規定において、
①**合併の規定を新たに定める。**
②**書面又は電磁的方法による決議の規定を新たに定める。**



効果

- 合併規定に基づき権利義務の全部の承継が可能となることから、**解散に伴う清算手続等の事務負担が軽減**
- 書面等による非対面の決議が可能となり、**利便性が向上**



→ **認可地縁団体の活動の維持・継続に寄与**

(注1) 認可地縁団体とは…自治会など(町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体)で市町村長による認可を受けた団体。
(注2) 上記見直しと併せて、認可地縁団体の解散に伴い必要な債権者に対する公告の回数を3回以上から1回とする見直しを行う。

3

水道法、国土調査法及び空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく事務について、 住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とする見直し(住民基本台帳法)

(施行日: 公布の日から3月を経過した日)

改正前

住民基本台帳法

- ①**水道法**に基づく指定給水装置工事事業者の指定申請
- ②**国土調査法**に基づく地籍調査の実施・通知
- ③**空家法**^(注)に基づく空家等に関する調査等を行うために、**住民票の写し等の市区町村への請求(公用請求)や添付が必要となる。**

所有者等が不明の空家等

所有者等の現住所を速やかに特定する必要がある



支障

- 公用請求は件数が膨大であり、複数回要する場合もあることから、**所有者等の現住所の特定に時間を要する上、対応する市区町村の事務負担となる。**

事業等実施者
(地方公共団体)



公用請求

住民票の写し等の交付



改正後

住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務に国土調査法等に基づく事務を追加

- 住民基本台帳ネットワークシステムを利用することにより、
○所有者等の現住所の**特定が容易に**
○住民票の写しの**添付が不要に**



効果

- 速やかな所有者等の現住所の**特定が可能となり、各事務の円滑な実施に寄与**
- 市区町村では、公用請求への**対応が減少し、行政事務が効率化**
- 申請書類等の削減により、**申請等の手続負担が軽減**



(注) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)

4

難病の患者等に交付する医療受給者証について、指定医療機関の包括的な記載を可能とする見直し
(難病の患者に対する医療等に関する法律、児童福祉法)

(施行日: 公布の日)

改正前

難病法
(※)指定難病(潰瘍性大腸炎やパーキンソン病等338種類)の医療費等に係る助成金

都道府県は、特定医療費(※)の支給認定を行う際、
 ✓ 認定を受けた患者が医療を受ける指定医療機関を定め、
 ✓ 当該**指定医療機関の個別の名称**等を記載した医療受給者証を交付しなければならないとされている。

医療受給者証	病院・診療所	A病院	所在地	○区××2-1
	薬局	B薬局	所在地	○区△△1-1
	薬局	C薬局	所在地	○区□□3-1

支障
 ✓ 利用する指定医療機関を新たに定め又は変更する場合には、その度に変更の手続を行う必要。
 駅前に新しくできた薬局を利用したいけど、手続が必要…
✕ 患者・都道府県双方の負担が大きい
 (参考)変更申請のうち指定医療機関の追加・変更に係るものの割合:
 約7割 (3,362/4,906件) (R元年度、茨城県)

改正後

✓ 医療受給者証の記載事項の例示から、「指定医療機関の名称」を削除
 → 患者が医療を受ける**指定医療機関**について、医療受給者証への**包括的な記載**が可能に

医療受給者証
例: ●●県の指定医療機関

効果
○ 患者・都道府県の負担軽減

※ 難病法の上記改正に伴い、児童福祉法の類似の規定(小児慢性特定疾病の医療受給者証の変更手続)についても、同様の改正を行う。

5

オンラインによる医師、歯科医師、薬剤師の届出に係る都道府県経由事務の廃止
(医師法、歯科医師法、薬剤師法)

(施行日: 公布の日から3月を経過した日)

改正前

医師法、歯科医師法及び薬剤師法
 ○医師、歯科医師及び薬剤師は、2年ごとに、住所、氏名、従事先等を住所地の**都道府県を経由**して国に届け出なければならない。
 ○届出は主に**紙**で、手交又は郵送により提出される。

医師・歯科医師・薬剤師
↓ 届出(紙)
都道府県 (受付・とりまとめ等を実施)
↓ 進達
国(厚生労働大臣)

支障
 医師・歯科医師・薬剤師
届出票に手書きで記入し、郵送等で提出
 都道府県
届出票の配布、受付、記載漏れの確認、とりまとめ等の**事務負担が発生**

改正後

○医療機関等に勤務する医師等の届出を**オンライン化**
 ○オンラインの場合の**都道府県経由を不要**とし、医師等が直接、国に提出することとする。
 ※紙での届出の場合は、現行どおり都道府県を経由して行う。
<オンラインの場合>
 医師・歯科医師・薬剤師
↓ 届出(オンライン)
都道府県 (情報共有)
↑
国(厚生労働大臣)

効果
 医師等/都道府県の双方において、届出に係る作業を効率化
事務負担の軽減

【参考】全国の届出数(H30)
 ・医師 約33万人 ・歯科医師 約10万人 ・薬剤師 約31万人

※令和4年度から見直す方向で検討

6

土地改良法に基づく市町村応急工事計画に係る手続の見直し (土地改良法)

(施行日: 公布の日)

改正前

土地改良法

- 農用地又は土地改良施設について、市町村が土地改良法に基づき**災害復旧工事**を実施する場合は、都道府県が実施する場合と異なり、**議会の議決を経て応急工事計画を定める必要**がある。

	応急工事計画に係る議会の議決
都道府県	不要
市町村	必要



※市町村営事業は、市町村が住民に最も身近な主体であり、小規模事業が中心であることから、いわゆる団体営事業の一形態として、総会の議決を要する土地改良区営事業に準じて、応急工事計画の議会の議決を経ることとされている。

支障

- 災害復旧事業はその性質上、被災農業者等地域住民から特に迅速な対応が期待されるが、当該事業の予算に関する議会の議決に加えて、応急工事計画に係る議会の議決が必要とされていることにより、**災害復旧工事への着手に一定の期間が必要**となっている。



改正後

- 市町村が土地改良法に基づき災害復旧工事を実施する場合について、都道府県と同様に、**応急工事計画に係る議会の議決を不要とする**。

※工事の内容について、工事費用に係る予算審議において議会に説明し、議決を要する点は従来通り。

※応急工事計画に係る議会の議決を不要とすることに併せて、受益者に費用負担を求める場合には、都道府県と同様、当該受益者の3分の2以上の同意を得ることとする。

効果

- 農業者の営農再開**や**住民の安全**のための**災害復旧工事の迅速な実施に資する**。



7

農村地域への産業の導入に関する基本計画の記載事項の簡素化 (農村地域への産業の導入の促進等に関する法律)

(施行日: 公布の日)

改正前

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律

- 都道府県は、**農村地域への産業導入に関する基本計画**について、義務的記載事項として、「導入する産業の業種」の記載が必要。
- 市町村は、産業導入を図る際、**基本計画に無い業種を導入することができない**。

支障

- 都道府県は、市町村が基本計画に無い業種を導入する際、その都度、**業種を追加するための基本計画の変更が必要**。



改正後

基本計画の義務的記載事項に関する見直し

- 基本計画の義務的記載事項から「導入する産業の業種」を削除。



効果

- 市町村は、**産業構造の変化**や**地域の特性**に対応した**機動的な産業導入の企画が可能に**。
- 都道府県は、**地域における新たな立地ニーズ**に応じた**都度の計画変更が不要**となり、**事務負担が軽減**。



8

液化石油ガス販売事業者の登録等に係る事務・権限を都道府県から指定都市へ移譲 (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)

(施行日: 令和5年4月1日)

改正前

液石法(注1)

- 液石法は、高圧ガス保安法から液化石油ガスの一般消費者等の保安に関する部分を抜き出した法律であるが、**液石法は都道府県、高圧ガス保安法は指定都市が許可等を行う。**
- 液化石油ガス事業者が、民生用(液石法)と工業用(高圧法)の両方の事業を実施する場合は、**液石法及び高圧ガス保安法双方の手続きが必要。**



支障

- 液化石油ガス事業者が、両法の適用を受ける場合、
 - ①都道府県と指定都市は、それぞれが受け付けた申請等について、**情報共有を図る必要があるほか、事故対応の際に、都度調整を要するなど事務負担となっている。**
 - ②両法の適用を受ける事業者は、**都道府県及び指定都市の双方で手続きをしなければならず、利便性を欠く。**

改正後

- 液石法に基づく都道府県の事務・権限について、**指定都市に移譲する。**

法令	主な手続き	権限者
高圧ガス保安法	・製造の許可、貯蔵の許可 ・販売事業者の届出 ・事故届	指定都市の長 (又は都道府県知事)
液石法	・販売事業者の登録 ・保安機関の認定 ・貯蔵施設及び特定供給設備の設置許可等 ・充てん設備の許可、検査等 ・立入検査等	都道府県知事 ↓ 指定都市の長 (又は都道府県知事) (注2)

効果

- ①指定都市が一体的に所管することで、**行政事務の効率化及び液化石油ガスの保安に関する統一的な指導等**が可能となる。
- ②両法に係る窓口が一本化されることにより、**事業者の利便性向上**が図られる。



(注1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)
 (注2) 二以上の都道府県の区域内に販売所を設置してその事業を行おうとする場合は経済産業大臣の登録等が必要。

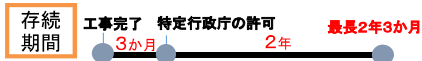
応急仮設建築物の存続期間の延長を可能とする見直し (建築基準法)

(施行日: 公布の日から1月を超えない範囲内で政令で定める日)

改正前

建築基準法

- 応急仮設建築物**は、応急の必要性の観点から、恒久的な建築物と異なり、建築基準法令の規定のうち、建築確認申請の手続や構造・規模に係る規定等の適用が除外されている一方、**その存続期間は、最長2年3か月**(工事完了から3か月+特定行政庁の許可により2年)とされている。



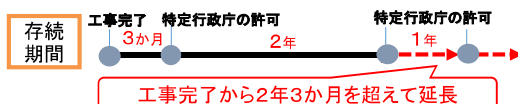
支障

- 近年、災害の頻発化・激甚化等に伴い、仮設の庁舎や医療施設等の応急仮設建築物に代わる**恒久的な建築物の設置や建築基準に適合させる改修を2年3か月以内に終えることが困難**となる場合がある。



改正後

- 応急仮設建築物の存続期間について、**特定行政庁が、安全上、防火上、衛生上支障なく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合には、2年3か月を超えて、1年ごとに存続期間を延長することを可能とする。**



効果

- 地域の災害の状況に応じた対応が可能となるなど、**円滑な災害復旧・復興等に資する。**



流域別下水道整備総合計画の策定及び変更に係る国への協議を届出に見直し
(下水道法)

(施行日： 公布の日から3月を経過した日)

改正前

下水道法

○都府県が、2以上の都府県の区域にわたる水域又は海域についての流域別下水道整備総合計画(流総計画)を策定・変更する場合には、関係地方公共団体の意見を聴くとともに、国への協議を行うことが必要。

※2以上の都府県にわたらない流総計画を策定・変更する場合は、国への協議は不要。
※「流総計画」
…下水道整備に関する総合的な基本計画で、公共用水域の環境基準を達成維持するために都道府県が定めるもの。

支障

○関係する都府県と合意済みの計画の変更であっても、変更のたびに、国への協議が必要なため、事前協議等を含め、協議に時間を要しており、都府県の事務負担が生じている。



改正後

○2以上の都府県にわたる流総計画の策定・変更について、国への協議を届出に見直し。

※併せて、都府県から求めがあった場合は、それに応じ、計画の策定・変更に関し、国が必要な助言を行うことを可能とするよう措置する。



効果

○都府県の流総計画の策定・変更に関する事務負担が軽減される。



国立大学法人島根大学の定員増を伴う新学部について

1. 新学部の概要

(1) 名称等

材料エネルギー学部（仮称）

1 学科 定員80名（定員増40名、学内振替40名）

(2) 学部の内容・特色

島根県の強みである、県内に広く分布するマテリアル関連産業（素材＋加工）の研究開発力の強化を図るとともに、エネルギー課題を材料科学分野から理解し解決できる高度専門人材の育成・確保を目指す。

- ・ 先端金属材料等の材料科学の専門知識習得と材料開発の効率化に資するAI等のデータサイエンス教育
- ・ 新事業創造意欲等を醸成するアントレプレナーシップ教育等
- ・ 企業の実課題に取り組む、社会実装を見据えたプロジェクト型演習
- ・ オックスフォード大学等の海外大学との連携によるオンライン教育、海外研修

2. 今後のスケジュール

令和4年

6月10日 定員増の審査結果通知（地方創生に資するのかを審査）

下旬 大学設置・学校法人審議会へ申請書提出

8月下旬 上記審議会の審査結果通知（教育・研究水準の審査）

令和5年

4月 新学部への新入生受け入れ

県及び市町村における審議会等への女性の参画率について

1 県における審議会等の女性の参画率

令和4年4月1日現在

部局	審議会等数	うち休止中、 委員不在等	委員実数 (人)		女性の 参画率 (%)	女性参画率 50%	
			うち女性 (人)			達成 審議会等数	未達成 審議会等数
政策企画局	2	0	38	20	52.6	2	0
総務部	10	1	54	29	53.7	9	0
防災部	5	2	213	92	43.2	0	3
地域振興部	5	2	42	18	42.9	1	2
環境生活部	14	2	187	96	51.3	7	5
健康福祉部	29	4	384	178	46.4	11	14
農林水産部	14	4	91	44	48.4	5	5
商工労働部	6	3	33	16	48.5	1	2
土木部	15	0	165	78	47.3	6	9
出納局	1	0	4	2	50.0	1	0
企業局	1	0	10	4	40.0	0	1
教育委員会	17	4	167	81	48.5	8	5
警察本部	2	0	95	48	50.5	2	0
合 計	121	22	1,483	706	47.6	53	46
〈参考〉 R3.4.1現在計	125	27	1,448	681	47.0	52	46
〈参考〉 R2.4.1現在計	129	24	1,546	730	47.2	54	51

※数値には、「島根県附属機関等の設置及び構成員の選任等に関する条例」第3条で適用除外とした審議会等（4審議会等）は含まない。

今後の取組

第4次島根県男女共同参画計画に基づき、審議会等全体での女性の参画率50%達成に向けて取組んでいく。

【参考】第4次島根県男女共同参画計画における数値目標（令和8年度）
 県の審議会等への女性の参画率 … 50%

2 市町村における審議会等の女性の参画率

令和4年4月1日現在

市町村名	目標		審議会等数		委員実数 (人)	うち女性 (人)	女性参画率 (%)	
	目標年度	数値 (%)		うち女性を 含む審議会 等				R3.4.1 現在
松江市	R8	40	75	75	1,075	374	34.8	35.4
浜田市	R9	40	36	29	500	125	25.0	23.5
出雲市	R8	40	57	53	988	292	29.6	30.0
益田市	R7	40	54	48	794	229	28.8	29.2
大田市	R4	40	49	44	623	209	33.5	29.6
安来市	R6	40	46	31	566	131	23.1	21.9
江津市	R8	40	40	33	541	145	26.8	26.5
雲南市	R6	40	41	36	448	125	27.9	25.5
市 計			398	349	5,535	1,630	29.4	28.6
奥出雲町	R8	40	26	21	287	69	24.0	23.6
飯南町	R8	40	14	13	153	44	28.8	27.5
川本町	R8	40	24	19	218	49	22.5	20.2
美郷町	R8	40	26	18	251	44	17.5	21.6
邑南町	R8	30	40	32	580	136	23.4	24.3
津和野町	R5	40	44	37	478	114	23.8	24.9
吉賀町	R4	35	21	16	197	54	27.4	26.1
海士町	R12	40	18	12	152	21	13.8	14.5
西ノ島町	R10	30	23	16	156	31	19.9	19.9
知夫村	R13	40	14	11	91	17	18.7	17.8
隠岐の島町	R8	40	32	25	354	79	22.3	19.8
町村計			282	220	2,917	658	22.6	22.6
合 計			680	569	8,452	2,288	27.1	26.5
<参考> R3.4.1現在 合計			674	552	8,417	2,232	26.5	

令和3年度しまねのイメージ発信事業について

1 首都圏等向け島根の情報発信強化事業：「いいけん、島根県」プロモーション

〔対象〕三大都市圏の10代後半から30代の若者

メイン：都会での生活や仕事に疑問を感じている若者

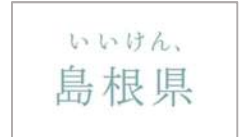
サブ：これから進学・就職・結婚・子育て等を考える若者

〔目的〕島根の暮らしをイメージしてもらうことで、移住先の選択肢に加えてもらい情報収集や移住相談など具体的な行動にむすびつける

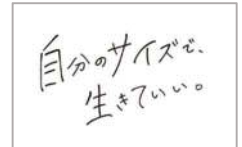
〔内容〕

- ・「自分に合った生き方ができる」、「人間らしい、温もりのある暮らしができる」という島根県のイメージを訴求
- ・自然に囲まれた田舎生活をイメージさせる内容に加え、**令和3年度は「都市と自然のバランスが取れた暮らし」の内容を追加**
- ・交通広告やウェブ、SNS、小冊子などの媒体を活用して発信

ロゴ



キャッチフレーズ



(1) 実績

交通広告

- ① 東京、大阪、名古屋各圏域の**地下鉄主要30駅**、JR主要23駅への広告掲出
デジタルサイネージ、駅構内ポスターなど

インターネット

- ② SNS広告、ウェブ広告

- ・ YouTube、SmartNews、Twitter、Facebook、Instagram、LINE での広告
- ・ 島根に関する検索をしたことがある若者を対象としたウェブ広告 など
表示回数合計 7,900万回以上 (R2年度 1億800万回以上)

- ③ プロモーション動画

第1段階	宣言 (1種類)	視聴回数	481,454回 (9月)
第2段階	イメージ醸成 (1種類)	視聴回数	186,948回 (10月)
第3段階	リアル訴求 (1種類+19市町村)	視聴回数	276,666回 (11~12月)
第4段階	行動喚起・行動変容 (1種類)	視聴回数	3,255,027回 (1~3月)
		総視聴回数	4,200,095回

【参考】R2年度 総視聴回数 (第1~3段階の計) 3,099,088回 (R3.1~3月)

- ④ 「いいけん、島根県」特設Webサイト

サイト閲覧数 (トップページ) R3:195,864回 (9/1~3/31) R2:184,272 (1/18~3/31)

誘導先「くらしまねっと(定住財団HP)」の閲覧状況 (9/1~3/31での比較)

	ページ閲覧数 ^{※1}	セッション数 ^{※2}
[R3年度]	827,079 ページ	426,664 回
[R2年度]	906,161 ページ	447,829 回
[R元年度]	757,959 ページ	332,805 回

※1ページ閲覧数…HP内で閲覧されたページ総数

※2セッション数…PC・携帯などの端末からHPに接続された回数

⑤ SNS投稿キャンペーン（1月4日～3月15日）

【概要】「好きな暮らし」をSNS（Twitter、Instagram）に投稿
抽選で県産品ギフトをプレゼント

【投稿数】7,262件

紙媒体

⑥ 小冊子「しまねライフスタイルブック」の制作・配布（ポスティング）

【内容】島根の心地いい暮らし方や移住者紹介、支援情報など

（Vo1.1）移住者のリアルな暮らし

（Vo1.2）**都市と自然のバランスの取れた暮らし**

【配布数】各15万部（首都圏7.5万部、愛知1.5万部、関西6万部）

⑦ 雑誌広告掲載 10誌（R2年度と同じ掲載誌で、内容を**都市と自然のバランスの取れた暮らし**に変更）

その他

⑧ パブリシティ（プレスリリースによる記事掲載）など

（2）執行額

計170,074千円（R2年度244,217千円）

〔内訳：R3.2補99,861千円、R3.9補70,213千円〕

（3）効果検証（アンケート調査）

ア 小冊子（ポスティング配布）の効果測定

〔対象〕小冊子「しまねライフスタイルブック」読者

〔方法〕アンケート調査用のHPで回答（小冊子記載の二次元バーコードから誘導）

〔期間〕（Vo1.1）11月1日～12月20日（50日間） ※R2年度と別の地域で配布

（Vo1.2）2月2日～3月10日（38日間） ※R2年度と同じ地域で配布

〔回答数〕（Vo1.1）1,132件（回答率0.75%）

（Vo1.2）894件（回答率0.60%）

【参考】R2年度1,309件（回答率0.87%）

〔結果〕

	(Vo1.2)	(Vo1.1)	(R2)
○ 地方移住に関心がある	86.7%	84.3%	88.7%
うち「この冊子を見て移住に関心をもった」	43.5%	38.9%	38.4%
○ 移住先として島根県に関心がある	73.3%	71.4%	74.6%
○ 島根県に「旅行や仕事等で訪れたことがある」又は「訪れたこともない」を選択された方のうち			
移住先として島根に関心がある	71.2%	69.8%	—

〔分析〕i) 地方移住に対する高い関心がある。

ii) 島根県に関わりが「少ない」又は「ない」方々でも、島根への移住に関心が高い。

iii) 手元に残る紙媒体を都市部の人に直接届けることで、島根の暮らしをイメージさせ、特設ウェブサイト等へ誘導する手法は、引き続き、有効であると考えられる。

イ 交通広告の効果測定

- [対象等] ① 三大都市圏在住者 20,000 サンプル
(広告接触の有無、接触媒体、地方移住への意向など)
② 交通広告接触者 100 サンプル (20~30 代のみ)
(広告から感じるイメージ、共感性など)

[方 法] 民間調査会社によるインターネット調査

[期 間] 3月7日~3月14日 (8日間)

[結 果]

① 三大都市圏在住者 ※ () 内は前回調査 (R3.3) 結果

- | | | | |
|---------------------|-------|----------|-----------------|
| ・ 交通広告の接触割合 | 17.3% | (14.1%※) | |
| (SNS 広告等他メディアの接触割合) | 12.2% | (11.6%) | |
| ・ 「島根の暮らし」イメージ | | | [広告接触者] [非接触者] |
| 子育てがしやすい | 27.0% | (26.2%) | ⇔ 18.7% (14.0%) |
| ワークライフバランスがとれる | 29.4% | (31.8%) | ⇔ 17.3% (16.6%) |
| 自分のために時間が使える | 29.2% | (31.0%) | ⇔ 15.2% (20.5%) |
| ・ 地方へ移住してみたい | 48.7% | (48.5%) | ⇔ 27.3% (24.3%) |
| ・ 島根へ移住してみたい | 30.7% | (28.9%) | ⇔ 9.6% (9.6%) |

※R3 年度の広告掲載箇所に合わせて再集計

② 交通広告接触者

- ・ 広告内容への共感性 (とても・やや共感) 83.0% (74.0%)
- ・ 広告接触後の行動
 - 島根への移住について考えた 32.0% (29.0%)
 - 島根や移住についてネットで調べた 25.0% (15.0%)**
 - 上記含め何か行動した 83.0% (76.0%)

<分 析> i) **JR及び地下鉄の両方で広告展開したことで広告に接触する機会が増えた。**

ii) 広告接触者が非接触者に比べて島根暮らしに良いイメージを持ち、また、移住に対する関心も高いことから、効果的な広告内容であった。

iii) **広告接触後、島根県や移住に関する情報を収集するなど何らかの行動を起こした方の割合が増えており、新たに追加した「都市と自然のバランスが取れた暮らし」の訴求の仕方が評価された。**

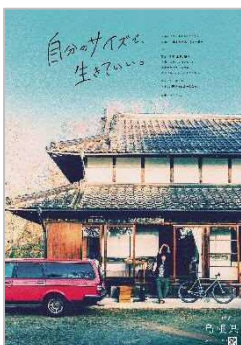
【参考】

1 キービジュアル（各媒体で共通で使用したデザイン）

第1段階「宣言」



第2段階「イメージ醸成」



第3段階「リアルライフ」

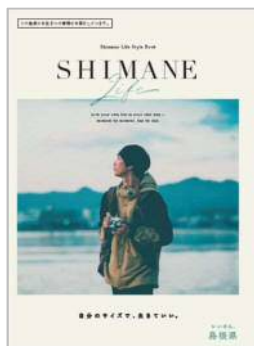


第4段階 **新** 「行動喚起/行動変容」



2 小冊子「SHIMANE LIFE Style Book」

【Vol. 1】



【Vol. 2】 **新**



3 特設ウェブサイト



4 プロモーション動画

第1段階「宣言篇」（2分2秒）



第2段階「自分のサイズで、生きていい。篇」（2分35秒）



第3段階「しまねリアルライフ篇」（1分54秒）



第4段階「好きな暮らしをつくる篇」（2分30秒） **新**



2 県内向けイメージ発信事業（ミニドラマ「しまねがドラマになるなんて！」）

〔対象〕メイン：県内に暮らす中高生、及び、その親世代

サブ：都会地に暮らす島根ゆかりの若者

〔目的〕島根の暮らしに肯定的なイメージを持ってもらい、将来の定住を促す

(1) 実績

ドラマ放送

- ① 地上波 ・本編（1話5分、10回（10/20～12/22）、毎週水曜日 20:54～）
・総集編（58分、12/31 16:00～）
- ② ケーブルテレビ（県内全14局） 延べ250回放送（1/8～2/28）

インターネット

- ③ 県公式ユーチューブチャンネル「しまねっこCH」 視聴回数 132,076回
- ④ 民間動画配信サービス「TVer」 視聴回数 266,206回
- ⑤ 番組公式サイト 閲覧数 86,212回
- ⑥ SNS広告、ウェブ広告
 - ・YouTube、Twitter、Facebook、Instagram、TikTokでの広告
 - ・Yahoo!ディスプレイ広告 表示回数合計 1,300万回以上
- ⑦ SNS番組公式アカウント（Twitter、Instagram） いいね！獲得数計 48,014回

新聞広告

- ⑧ 番組告知（山陰中央新報、全15段、カラー） 11回
- ⑨ 各回のテーマを深掘したおさらい広告（山陰中央新報、全15段、カラー） 10回
- ⑩ 番組感想等（山陰中央新報、全30段、カラー） 2回

DVD

- ⑪ 県内全ての中学校、高等学校、特別支援学校へ配布
- ⑫ 県内の公共図書館、及び、民間事業者での貸出など

(2) 執行額

計 104,667 千円

(3) 効果検証

- ① 視聴率（山陰地区：期間平均）
 - ・リアルタイム視聴率 13.1%（最高 第5話 19.1%）
 - ・総合視聴率（録画視聴含む） 16.1%（最高 第1話 22.5%）



【ポスター】

② アンケート調査

〔対象〕高校生（約17,000人）、及び、その保護者

〔期間〕2月10日～3月4日（23日間）

〔回答数〕高校生 556件（回答率3.3%）、保護者 225件（回答率1.3%）

〔結果〕	（高校生）	（保護者）
○ 島根がより好きになった	54.8%	55.1%
○ 将来、島根で暮らしたい・暮らしてもいい	76.0%	67.4%

<分析>

- ・ テレビ及びインターネット上で多数視聴され、SNSでも好意的なコメントが多く、総じて高い評価を得ることができた。
- ・ アンケート回答者の半数以上で島根県への愛着度が増し、高校生の7割以上が将来も島根で暮らしたいを選択するなど、島根の暮らしに肯定的なイメージを醸成することができた。

3 県内向けイメージ発信事業（ラジオ番組「HEARTFUL DAYS」）

〔対 象〕 県内の中高生の親世代（30～50代）

〔目 的〕 県内に居住する方を中心に島根での暮らしに対する本音を語っていただき、リスナーが共感や新たな発見を通じて島根の暮らしの良さを改めて実感し、子どもと将来について話すきっかけとする

（1）実績

番組放送

① FMラジオ 毎週月曜日（18:30～18:55、1/3 から全13回）

インターネット

② 番組公式サイト 閲覧数 5,942回（12/23～3/31）

③ ネット配信（番組公式サイト、ラジオ番組配信アプリ）

（2）執行額

計 9,636 千円

（3）効果検証（アンケート調査）

〔方 法〕 番組公式サイトでのアンケート

〔期間等〕（第1回）1月 4日～2月 4日（32日間） 【回答数】 380件（県内37%、県外63%）

（第2回）2月14日～3月18日（33日間） 【回答数】 335件（県内37%、県外63%）

〔結 果〕

○ 番組評価（「面白い」「やや面白い」の計） 85.9% | 88.1%

○ 聴取後の行動（県内在住者のみ）

・ 家族と島根の暮らしについて話した 29.6% | 18.8%

・ 子どもの将来について考えた（家族と話した） 17.6% | 8.7%

<分析>

・ 番組への好意的な意見が多く、聴取後に家族と会話するなどの行動喚起にも繋がっていることが窺える。

・ 島根の暮らしや子どもの将来などについて考えたとの回答率が2回目のアンケート調査では高い。

【参考】 番組リスナーからのご意見例（一部要約）

- 会話が面白く、繰り返し聴いてしまった。島根に行きたくなった（20代、男性）
- 細かいエリアをピックアップした情報、Iターン・Uターン者の情報が詳しく聞けるので、移住に興味のある方にすごく有用な情報番組だと思った（20代、男性）
- 一般の人の日常会話を隣で聴けて面白いが、ラジオという媒体の特性で、誰が話しているのか、登場人物がどんな人なのか、分かりにくい（30代、女性）
- 子どもが大学進学で県外に出る予定で、そのまま県外就職する可能性が高いが、放送を聴いて、自営業も楽しそうだと思った。今度、ゆっくり家族でこの事について話をしたい（40代、女性）
- たまたま入ったカフェで、隣で話している人の声に耳を傾けているような、そんな温かい雰囲気ラジオ番組が帰宅時の癒しになっている（50代、女性）



【ポスター】

4 総括

- 広告接触者や視聴者、リスナーに島根の暮らしに対し良いイメージを持ってもらい、移住や将来の定住に対する意識醸成や行動喚起に繋げることができた。
- 「いいけん、島根県」では、これまでに作成した素材を活用しながら、引き続き、交通広告やSNS広告、小冊子など効果が認められた媒体での情報発信を行う。
- 県内向けのイメージ発信
 - ・ 好評を博したミニドラマ「しまねがドラマになるなんて！」では、昨年度描き切れなかった都会の厳しい暮らしとの対比を強調する続編を制作し、より一層のしまね暮らしの良さのイメージ醸成を図る。
 - ・ ラジオ番組「HEARTFUL DAYS」については、引き続き、県内に暮らす方々の生の声（地元を愛する気持ちや子育て環境への意見など）を伝えることで、しまね暮らしの良さのイメージを定着させていく。

5 課題 ～「くらしまねっと」への効果的・効率的な誘導方法の検討～

①「くらしまねっと」へのアクセスデータの分析

- ・「くらしまねっと」へのアクセス経路
- ・プロモーションのタイミングとの「くらしまねっと」閲覧数との相関性
- ・各SNS、Web広告からの「くらしまねっと」への誘導数
- ・「くらしまねっと」へアクセスした際の検索キーワード
- ・閲覧者の属性（年代、住居地など）と閲覧傾向 など

②分析を踏まえ、これまで制作・実施したコンテンツや手法（特設Webサイト、動画、小冊子、SNS広告など）を含め、「くらしまねっと」への一層の誘導をするための情報発信方法（手段、時期、媒体など）の検討